

序 本研究に対する問題意識と研究成果の位置づけ

今回の日本大学経済学部産業経営研究所プロジェクトの統一テーマ「公会計改革の理論・制度と課題」に関連して、第Ⅱ部に収録される成果は3編である。

- ① 「社会給付の債務認識をめぐる公会計フレームワークの国際的動向
—国際公会計基準審議会（IPSASB）諮問書「社会給付の認識と測定」（2015）をめぐって—」
- ② 「ソブリン・ウェルス・ファンドに関するベストプラクティスの形成と隘路」
- ③ 「公的年金基金の運用機構における IFRS 導入の意義
—カナダ年金制度投資理事会（CPPIB）の運営コストをめぐる開示問題—」

以下は、上記の研究成果にいたった問題意識についてあらためて述べたものである。

IPSASB の公的ファクターの概念フレームワークによれば、財務報告の目的が最初につきのように述べられている。

「公的セクター・エンティティによる財務報告の目的は、アカウンタビリティ目的と意思決定目的のために一般目的財務諸表（GPFR）の利用者に対してエンティティに関する有用な情報を提供することにある。」¹⁾

つづいて、公的セクター・エンティティに関して、つぎのように特定する。

- 政府とその他の公的セクター・エンティティの第1の目的は、利益を生むことではなく、サービスを提供することにある。
- 国民および有資格の居住者は政府およびその他の公的セクター・エンティティに依拠して、長期にわたり継続的に広範にわたるサービスをうける。政府とその他の公的セクター・エンティティによりある報告期間に行われる活動と意思決定は、サービスを受領する将来世代、将来の納税者世代、および強制的に資源を拠出しなければならない将来世代にとって重大な影響をおよぼす。」（para.BC2.18）

そしてここでいう公的セクター・エンティティはつぎのように特定している。

- 中央政府，州，省および地方自治体
- 公的セクターである社会保障ファンド，トラストおよび法定の機関
- 国際政府組織

1) IPSASB, *The Conceptual Framework for General Purpose Financial Reporting by Public Sector Entities*, October 2014, para.2.1. 以下の整理は一部つぎを参考にしている。Aggestam-Pntoppidau, Caroline, & Andermack, Isabelle, *Interpretation and Application of IPSAS*, Wiley, 2016, Part 1.

上述した概念フレームワークの文言をあらためて整理すれば、つぎのようになろう。いくつか分類された公的セクター・エンティティが、利益目的でなく、各種のサービスを期待している国民（そして有資格の居住者）に対して継続的に当該サービスを提供し、将来世代に対して大きな負担をかけることなく、当該活動と意思決定をおこなうこと、ならびに公的セクター・エンティティのそうした一連のプロセスのなかで、その財務報告はアカウントビリティと意思決定目的のために当該エンティティの活動に関する情報を提供しなければならないこと。

統一テーマ「公会計改革の理論・制度と課題」は、こうした概念フレームワークに関連づけてどのように応えるべきか。

これに第Ⅱ部は2つの問題意識をもって応えている。第1に、上述した公的セクター・エンティティをめぐる識別問題である。中央政府に設立されたファンドであり、公的セクターとして識別された場合であっても、公的年金などの国民への社会的責任が問われる時、公的セクターと巨大な私的企業と同等の責任が問われ、当該セクターの財務報告に対して、公会計と企業会計との垣根は必ずしも高くはなく、社会的責任という点では共通する側面がある。これを「公会計改革の課題」のひとつとして位置づけている。

ここに収録された3編のうち、③はカナダの年金基金を対象にして、年金ファンドが私的企業と同等の公的説明責任企業（Public Accountable enterprise）とされれば、会計上はIFRS（国際財務報告基準）が適用される可能性をもっている。利益を生み出すことが目的でなくとも、私的企業と同じレベルで会計上の規制をうける可能性すら有している。

②はこの問題をさらに展開させている。すなわち、公的セクターの膨大な資金を国内の資本市場のみならず国外市場で運用する時、さらに私的ファンドとことなり長期的な運用とそれにもとづく環境・社会・ガバナンス（ESG）規準をもとに投資する時、それらファンド—ソブリン・ウェルス・ファンド（SWFs）に対する規律—ベストプラクティス—はどのように形成されるのか。これは公的セクターそのものの会計（および経営）問題ではないとしても、資金を提供する中央政府と深くむすびついているだけに、これもまた公的セクターの公会計のあり方と無縁ではないであろう。

以上のべた問題は、公的セクターの識別問題にかかわる問題でもある。この問題はすでに国際公会計基準審議会（IASASB）でも検討されてはいるが²⁾、今後の「公会計改革の理論・制度」にとって重要な課題を提起するであろう。

第2に、会計は組織をめぐるさまざまな利害関係者の意思決定のための情報提供—財務報告—にあるとすれば、ギリシアにはじまる各国の財政危機は一段と公会計に対する期待は高まっている。その時、公会計はどのような論理でそれに応えるかが問われている³⁾。その時

2) たとえば、つぎを参照。IPSASB, Consultation Paper, *The Applicability of IPSASs to Government Business Enterprises and Other Public Sector Entities*, August 2014.

3) ギリシアの財政危機をめぐるEUの再建計画と公会計問題については、つぎを参照。Soll, Jacob, "Greece's

の主題は債務の公会計問題である。これもまた、企業会計における債務の問題、あるいは現在、IFRSでも問題になっている「負債と資本の区分」の問題にも共通する問題であるといっ
てよい。

その問に対する解答のひとつが、上述した成果の①である。公的年金制度が、これまで前提とされ予測されて人口動態の大きな変化—少子高齢化—に直面する時、公会計の財務報告の目的であるアカウンタビリティと利害関係者による意思決定のために有用な情報をどのように提供するか、そのための公会計フレームワークの構築が問題となる。ここでも既存のIFRSのフレームワークが、すべてではないが重要な概念—負債概念—をもとに、社会給付の債務の認識問題が検討されている。

企業会計（制度）の展開をうながす動因が、借方の資産サイドではなく、実は貸方の負債と資本にあるとみれば、公会計（制度）もまた貸方にこそ今後の動向をうらなうカギがあるのではないか。いいかえれば、国民が政府に負託したことに対する政府の責任は貸方に表現されるからである。そうした観点にもとづいた成果が③である。

Accounting Problem," *The New York Times*, January 21, 2015.